

令和 7 年 8 月 26 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時招集の丸亀市議会 9 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 認定第 1 号 令和 6 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 83 号 令和 6 年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 84 号 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 85 号 令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 86 号 令和 7 年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 87 号 令和 7 年度丸亀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 令和 7 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 89 号 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 90 号 丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 91 号 丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 92 号 丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 93 号 丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 94 号 丸亀市児童館条例の一部改正について
- 議案第 95 号 丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第 96 号 丸亀市立認定こども園条例等の一部改正について
- 議案第 97 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事）
- 議案第 98 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴

う機械設備工事)

議案第 99 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴

う電気設備工事)

議案第 100 号 物品の購入について（高規格救急自動車 1 台)

認定第 1 号

令和 6 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

議案第 83 号

令和 6 年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度に生じた利益の処分及び令和 6 年度丸亀市下水道事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

議案第 84 号

令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度に生じた利益の処分及び令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 706, 068 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79, 209, 529 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			11,255,472	16,719	11,252,191
		1 国庫負担金	6,782,094	2,895	6,784,989
		2 国庫補助金	4,428,669	12,549	4,441,218
		3 委託金	24,709	1,275	25,984
16 県支出金			4,077,764	5,647	4,083,411
		1 県負担金	2,341,098	1,447	2,342,545
		2 県補助金	1,416,980	4,200	1,421,180
19 繰入金			16,726,451	144,193	16,870,644
		2 基金繰入金	16,694,022	144,193	16,838,215
20 繰越金			326	380,453	380,779
		1 繰越金	326	380,453	380,779
21 諸収入			3,806,386	556	3,806,942
		5 雑入	484,630	556	485,186
22 市債			12,583,000	158,500	12,741,500
		1 市債	12,583,000	158,500	12,741,500
歳入					
		合 計	78,503,461	706,068	79,209,529

歳 出					(単位：千円)	
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計		
2 総務費		7,285,307	325,589	7,610,896		
	1 総務管理費	6,175,619	323,500	6,499,119		
	3 戸籍住民基本台帳費	290,419	2,089	292,508		
3 民生費		24,760,711	52,449	24,813,160		
	1 社会福祉費	9,747,172	19,435	9,766,607		
	2 児童福祉費	13,089,008	33,014	13,122,022		
6 農林水産業費		1,035,534	21,900	1,057,434		
	1 農業費	962,014	7,900	969,914		
	3 水産業費	62,190	14,000	76,190		
8 土木費		6,050,829	2,951	6,053,780		
	6 住宅費	1,059,024	2,951	1,061,975		
10 教育費		24,590,152	303,179	24,893,331		
	1 教育総務費	1,220,850	8,486	1,229,336		
	5 社会教育費	10,792,783	268,293	11,061,076		
	6 保健体育費	3,262,140	26,400	3,288,540		
歳 出 合 計		78,503,461	706,068	79,209,529		

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 住宅費	市営住宅整備事業費	658,739
9 消防費	1 消防費	消防屯所整備事業費	91,000
10 教育費	2 小学校費	飯山南小学校校舎等改築事業費	44,000

第3表

債務負担行為補正

(追加)		(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額
飯山こども園調理室増設他整備事業	令和8年度	3,860
綾歌・飯山図書館窓口等運営業務及び移動図書館車 運行業務委託料	令和7年度から 令和10年度まで	184,140千円にス ライド制度による 増加分を加えた額
体育施設予約システム導入事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,980

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

事 項		限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額	(単位 千円)			
						左 の 財 源 内 訳		一般財源	
事	項	限 度 額	期	間	金 額	特 定 財 源	国(県)支出金	地方債	その他
飯山こども園調理室増設他整備事業		3,860	—	—	—	令和8年度	—	—	—
綾歌・飯山図書館窓口等運営業務及び移動図書館車運行業務委託料		184,140千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	—	令和7年度から令和10年度まで	—	—	—
体育施設予約システム導入事業		1,980	—	—	—	令和7年度から令和8年度まで	—	—	—

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
保育施設整備事業	補正前	1,074,300	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債とする。)	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	1,079,400			
農業施設整備事業	補正前	47,800			
	補正後	50,700			
社会教育施設整備事業	補正前	4,388,500			
	補正後	4,539,000			
計	補正前	12,583,000			
	補正後	12,741,500			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普通債		△ 2,170,799	158,500		△ 2,012,299
(1) 総務債		163,700			163,700
(2) 民生債		△ 186,000	5,100		△ 180,900
(3) 衛生債		△ 57,799			△ 57,799
(4) 農林水産業債		△ 13,800	2,900		△ 10,900
(5) 商工債					
(6) 土木債		△ 49,900			△ 49,900
(7) 消防債		△ 107,700			△ 107,700
(8) 教育債		△ 1,919,300	150,500		△ 1,768,800
(9) 減収補てん債					
(10) 減税補てん債					
(11) 臨時税収 補てん債					
(12) 臨時財政 対策債					
補正予算額計		△ 2,170,799	158,500		△ 2,012,299
合 計 (補 正 前)	57,168,999	61,497,344	12,583,000	5,619,388	68,460,956
合 計 (補 正 後)	57,168,999	59,326,545	12,741,500	5,619,388	66,448,657

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書				(単位：千円)
(歳入)	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	11,235,472	16,719	11,252,191	
16 県支出金	4,077,764	5,647	4,083,411	
19 繰入金	16,726,451	144,193	16,870,644	
20 繰越金	326	380,453	380,779	
21 諸収入	3,806,386	556	3,806,942	
22 市債	12,583,000	158,500	12,741,500	
歳入合計	78,503,461	706,068	79,209,529	

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	7,285,307	325,589	7,610,896
3 民生費	24,760,711	52,449	24,813,160
6 農林水産業費	1,035,534	21,900	1,057,434
8 土木費	6,050,829	2,951	6,053,780
10 教育費	24,590,152	303,179	24,893,331
歳 出 合 計	78,503,461	706,068	79,209,529

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	2,089	0	0	323,500
	20,277	5,100	0	27,072
	0	2,900	0	19,000
	0	0	0	2,951
	0	150,500	144,193	8,486
	22,366	158,500	144,193	381,009

2. 歳入

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	11,235,472	16,719	11,252,191
1 国庫負担金	6,782,094	2,895	6,784,989
1 民生費国庫負担金	6,708,101	2,895	6,710,996
2 国庫補助金	4,428,669	12,519	4,441,218
1 民生費国庫補助金	743,513	11,735	755,248
8 総務費国庫補助金	334,725	814	335,539
3 委託金	24,709	1,275	25,984
1 総務費委託金	900	1,275	2,175

節			明 記
区 分	金 額		
5 児童福祉総務費負担金	2,895	2,895	児童福祉施設設置費等負担金 2,895
1 老人福祉費補助金	11,035	11,035	地域介護・福祉空間整備等交付金 11,035
13 児童福祉施設費補助金	700	700	保育対策総合支援事業費補助金 650 保育所等における杜絶予防対策に係る設備等支援事業費補助金 50
13 戸籍住民基本台帳費補助金	814	814	社会保険・税番号制度システム整備費補助金 (戸籍事務) 814
1 戸籍住民基本台帳費委託金	1,275	1,275	中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,275

(単位：千円)

(単位：千円)

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 原支出金	4,077,761	5,617	4,083,411
1 県負担金	2,341,098	1,447	2,342,545
1 民生費県負担金	2,296,450	1,447	2,297,897
2 県補助金	1,416,980	4,200	1,421,180
2 民生費県補助金	641,161	4,200	645,361

節		説 明
区 分	金 額	
8 児童福祉総務費 負担金	1,447	厚生生活支展施設措置費等負担金 1,447
1 社会福祉総務費 補助金	4,200	香川県福祉避難所体制整備支援事業補助金 4,200

(単位：千円)

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	16,726,451	144,193	16,870,644
2 基金繰入金	16,694,022	144,193	16,838,215
1 教育文化体育基金繰入金	5,237,841	26,400	5,264,241
23 大手町地区公共施設再編整備基金繰入金	3,803,102	117,793	3,920,895

節		金 額	説 明
1 教育文化体育基金繰入金		26,400	26,400
1 大手町地区公共施設再編整備基金繰入金		117,793	117,793

(単位：千円)

節	区 分	金 額	説 明
	1 前年度繰越金	380,453	前年度繰越金
			380,453

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	326	380,453	380,779
1 繰越金	326	380,453	380,779
1 繰越金	326	380,453	380,779

(単位：千円)			
区 分	節		明 記
	金 額	説 明	
13 民生費雑入	556	介護保険特別会計繰入金返還金	556

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 諸収入	3,806,336	556	3,806,942
5 雑入	484,630	556	485,186
3 雑入	484,521	556	485,077

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
3 児童福祉債	5,100	飯山こども園調理室増設他整備事業債	5,100
2 農業債	2,900	単独県費補助土地改良事業補助金債	2,900
3 社会教育債	150,500	新市民会館建設事業債	150,500

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市債	12,583,000	158,500	12,741,500
1 市債	12,583,000	158,500	12,741,500
1 民生債	1,399,200	5,100	1,404,300
2 農林水産業債	54,000	2,900	56,900
5 教育債	7,415,800	150,500	7,566,300
歳 入 合 計	78,503,461	706,068	79,209,529

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	7,285,307	325,589	7,610,896		
1 総務管理費	6,175,619	323,500	6,499,119	0	323,500
1 一般管理費	2,297,077	323,500	2,620,577	0	323,500
3 戸籍住民基本台帳費	290,419	2,089	292,508	2,089	0
1 戸籍住民基本台帳費	290,419	2,089	292,508	2,089 (特定財源内訳) 国庫支出金	0
				2,089	

節			(単位：千円)	
区 分	金 額	説 明		
11 役務費	2,500	通信運搬費	2,000	財政調整基金積立金 321,000
		手数料	500	生活支援緊急給付金事業費(定額)
24 積立金	321,000	財政調整基金積立金	321,000	減税補足給付金・不足額給付分)
				2,500
12 委託料	814	システム改修業務委託料	814	戸籍住民基本台帳事務費 2,089
17 備品購入費	1,275	OA機器購入費	1,275	

一般会計

節				明	
区	分	金	額	説	
18	負担金、補助及び交付金	8,400		福祉避難所体制整備支援事業補助金	福祉避難所体制整備支援事業費 8,400
18	負担金、補助及び交付金	11,035		地域介護・福祉空間整備等補助金	地域介護・福祉空間整備等事業費 11,035
12	委託料	4,224		こども家庭相談システム改修業務委託料	こども家庭センター事業費 10,014
19	扶助費	5,790		母子生活支援施設入所措置費	5,790
18	負担金、補助及び交付金	13,350		感染症対策物品等購入事業費補助金（オムツ処理）	私立保育園等援助費 12,375
				保育所等業務効率化推進事業補助金	私立保育園等運営補助金 12,375
				療育支援加算補助金	保育士確保対策事業費 4,855
				保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	75
20	貸付金	3,880		保育士修学資金等貸付金	3,880
12	委託料	5,770		建設工事関連委託料	市立保育所及びこども園施設整備事業費（単独事業） 5,770
					飯山こども園調理室増設他整備事業費 5,770

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	民生費		24,760,711	52,419	24,813,160		
1	社会福祉費		9,747,172	19,435	9,766,607	15,235	4,200
1	社会福祉総務費		1,603,640	8,400	1,612,040	4,200 (特定財源内訳) 県支出金	4,200
2	老人福祉費		3,907,578	11,035	3,918,613	11,035 (特定財源内訳) 国庫支出金	0
2	児童福祉費		13,089,008	33,014	13,122,022	10,142	22,872
1	児童福祉総務費		1,866,541	10,014	1,876,555	4,342 (特定財源内訳) 国庫支出金	5,672
						2,895 県支出金	
3	保育所及びこども園費		6,368,657	17,230	6,385,887	700 (特定財源内訳) 国庫支出金	16,530
4	保育所及びこども園建設費		1,864,790	5,770	1,870,560	5,100 (特定財源内訳) 地方債	670
						5,100	

(単位：千円)

節			説	明
区	分	金 額		
12 委託料		2,000	建設工事関連委託料	土地改良事業費 7,900
18 負担金、補助及び交付金		5,900	単独原費補助土地改良事業補助金	単独原費補助土地改良事業補助金 5,900
				土地改良施設整備事業費 2,000
12 委託料		1,000	建設工事関連委託料	水産業施設整備事業費 14,000
14 工事請負費		13,000	工事費	漁船漁具保全施設整備事業費 14,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	1,035,534	21,900	1,057,434		
1 農業費	962,014	7,900	969,914	2,900	5,000
5 農地費	583,735	7,900	591,635	(特定財源内訳) 地方債 2,900	5,000
3 水産業費	62,190	14,000	76,190	0	14,000
1 水産業振興費	18,420	14,000	32,420	0	14,000

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
1 報酬	14	指定管理者選定委員報酬	14 市営住宅管理費 2,951
18 負担金、補助及び交付金	2,937	中瀬広域行政事務組合負担金 (住宅管理情報)	2,937

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8 土木費	6,050,829	2,951	6,053,780		
6 住宅費	1,059,024	2,951	1,061,975	0	2,951
1 住宅管理費	1,059,024	2,951	1,061,975	0	2,951

(単位：千円)

区 分	箇 所		説 明
	金 額		
24 積立金	8,486	教育文化体育基金積立金	教育文化体育基金積立金 8,486
14 工事請負費	268,293	工事費	新市民会館建設事業費 268,293
12 委託料	500	建設工事関連委託料	体育施設整備費(単独事業) 26,400
14 工事請負費	25,900	工事費	丸亀市総合運動公園フェニックスコート整備事業費 26,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10 教育費	24,590,152	303,179	24,893,331		
1 教育総務費	1,220,850	8,486	1,229,336	0	8,486
4 教育文化体育 基金費	2,744	8,486	11,230	0	8,486
5 社会教育費	10,792,783	268,293	11,061,076	268,293	0
14 市民会館費	8,067,415	268,293	8,335,708	268,293 (特定財源内訳) 繰入金 117,793 地方債 150,500	0
6 保健体育費	3,262,140	26,400	3,288,540	26,400	0
2 体育施設費	1,709,417	26,400	1,735,817	26,400 (特定財源内訳) 繰入金 26,400	0
歳 出 合 計	78,503,461	706,068	79,209,529	325,059	381,009

令和 7 年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度丸亀市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 860 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,180,860 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 国庫支出金			0	860	860
		1 国庫補助金	0	860	860
歳 入	合 計		12,180,000	860	12,180,860

歳 出					(単位：千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総務費		234,869	860	235,729	
	2 徴税費	71,788	860	72,648	
歳 出 合 計		12,180,000	860	12,180,860	

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歲出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	234,869	860	235,729
歳出合計	12,180,000	860	12,180,860

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度丸亀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度丸亀市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,340 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,969,340 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			0	4,340	4,340
		1 国庫補助金	0	4,340	4,340
歳入	合 計			1,965,000	1,969,340

歳 出		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総務費		37,700	4,340	42,040	
	2 徴収費	4,732	4,340	9,072	
歳	出 合 計	1,965,000	4,340	1,969,340	

1. 総括

(歲入)

歲入歲出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	0	4,340	4,340
歳入合計	1,965,000	4,340	1,969,340

(歲出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	37,700	4,340	42,040
歳出合計	1,965,000	4,340	1,969,340

(単位：千円)

補正額の財産内訳				
特	財産			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
4,340	0	0	0	0
4,340				0

議87-6

節		説 明
区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	4,340	子ども・子育て支援事業費補助金 4,340

(単位：千円)

[illegible]

款 項 口	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	37,700	4,340	42,040		
2 徴収費	4,732	4,340	9,072	4,340	0
1 徴収費	4,732	4,340	9,072	4,340	0
				(特定財源内訳) 国庫支出金 4,340	
盛出合計	1,965,000	4,340	1,969,340	4,340	0

令和 7 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度丸亀市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 222, 225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 910, 225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 支払基金交付金			2,530,743	3,942	2,534,685
		1 支払基金交付金	2,530,743	3,942	2,534,685
9 繰越金			0	218,283	218,283
		1 繰越金	0	218,283	218,283
歳 入	合 計		9,688,000	222,225	9,910,225

歳 出					(単位：千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
5 基金積立金		1,675	193,168	194,843	
	1 基金積立金	1,675	193,168	194,843	
8 諸支出金		28,682	29,057	57,739	
	1 償還金及び還付加算金	3,200	29,057	32,257	
歳 出 合 計		9,688,000	222,225	9,910,225	

1. 総括

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書 (単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	2,530,743	3,942	2,534,685
9 繰越金	0	218,283	218,283
歳入合計	9,688,000	222,225	9,910,225

(歲出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金	1,675	193,168	194,843
8 諸支出金	28,682	29,057	57,739
歳 出 合 計	9,688,000	222,225	9,910,225

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特	定の財		源	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
	0	0	193,168	0
	0	0	29,057	0
	0	0	222,225	0

2. 歳入

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 支払基金交付金	2,530,743	3,942	2,534,685
1 支払基金交付金	2,530,743	3,942	2,534,685
1 介護給付費交付金	2,449,623	3,942	2,453,565

(単位：千円)		
節		明 細
区 分	金 額	
2 週年度分	3,942	週年度分介護給付費交付金
		3,942

節			説 明
区 分	金 額		
1 繰越金	218,283	前年度繰越金	218,283

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
5 基金積立金	1,675	193,168	194,843		
1 基金積立金	1,675	193,168	194,843	193,168	0
1 介護給付費準備基金積立金	1,675	193,168	194,843	193,168 (特定財源内訳) 繰越金 189,226 支払基金交付金 3,942	0

節			(単位：千円)	
区 分	金 額	説 明		
24 積立金	193,168	介護給付費準備基金積立金	193,168	介護給付費準備基金積立金 193,168

区 分		金 額	説 明	
22 償還金、利子及び 割引料	29,057	過年度国県等支出金返還金 29,057	償還金	29,057

款 項 口	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8 諸支出金	28,682	29,057	57,739		
1 償還金及び還付 加算金	3,200	29,057	32,257	29,057	0
2 償還金	0	29,057	29,057	29,057 (特定財源内訳) 繰越金	0
				29,057	
歳 出 合 計	9,688,000	222,225	9,910,225		0

議案第 89 号

令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業費用	145,849,678 千円	16,000 千円	145,865,678 千円
第 1 項 営業費用	142,798,128 千円	16,000 千円	142,814,128 千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
新外向発売所運営等事業	令和 7 年度～令和 10 年度	1,000,000 千円

令和 7 年 9 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業費用	145,849,678	16,000	145,865,678	
1 営業費用	142,798,128	16,000	142,814,128	
3 競走実施費	120,163,789	11,000	120,174,789	GⅡレディースオールスターファン投票実施負担金
6 広告宣伝費	1,079,507	5,000	1,084,507	GⅡレディースオールスター開催告知等 業務委託料

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

支 出		項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 分		説 明
							区	金 額	
1 競走事業費用	1 営業費用			145,849,678	16,000	145,865,678			
				142,798,128	16,000	142,814,128			
		3 競走実施費		120,163,789	11,000	120,174,789	65 負担金、補助及び交付金	11,000	GⅡレディースオールスターブアン投票実施負担金
		6 広告宣伝費		1,079,507	5,000	1,084,507	55 委託料	5,000	GⅡレディースオールスター開催告知等業務委託料

(単位:千円)

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	150,855,495		
(2) 受託事業収入	1,976,142		
(3) 雑入	24,757	152,856,394	
2 営業費用			
(1) 総係費	615,498		
(2) 施設管理費	273,382		
(3) 競走実施費	118,655,050		
(4) BTS丸亀	259,062		
(6) 広告宣伝費	987,172		
(7) 特別競走	18,848,083		
(8) 受託事業費	266,041		
(9) 減価償却費	1,045,599		
(10) 資産減耗費	504		
(11) その他営業費用	0	140,950,391	
営業利益			11,906,003
3 営業外収益			
(1) 受取利息	69,000		
(2) 使用料	6,437		
(3) 長期前受金戻入	34,976		
(4) 雑収益	17,038	127,451	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,812,879	4,837,879	△ 4,710,428
経常利益			7,195,575
当年度純利益			7,195,575
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			3,500,000
当年度未処分利益剰余金			10,695,575

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		2,452,033	
イ 建 物	11,864,203		
減価償却累計額	<u>△ 4,265,290</u>	7,598,913	
ウ 構築物	8,459,655		
減価償却累計額	<u>△ 3,359,358</u>	5,100,297	
エ 機械及び装置	2,871,014		
減価償却累計額	<u>△ 1,604,899</u>	1,266,115	
オ 船舶	25,144		
減価償却累計額	<u>△ 23,853</u>	1,291	
カ 車両運搬具	55,215		
減価償却累計額	<u>△ 44,687</u>	10,528	
キ 工具器具及び備品	1,547,695		
減価償却累計額	<u>△ 1,381,207</u>	166,488	
ク リース資産			
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ケ 建設仮勘定		<u>3,678,775</u>	
有形固定資産合計			20,274,440
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			0
(3) 投 資			
ア 基金		3,342,557	
イ その他の資産		<u>222</u>	
投資合計			<u>3,342,779</u>
固定資産合計			23,617,219

2 流動資産

(1) 現金預金		46,839,366	
(2) 未 収 金			
ア 営業未収金	272,611		
イ 営業外未収金	4,825		
ウ その他未収金	<u>0</u>	277,436	
(3) 有価証券		3,747,915	
(4) 短期貸付金		3,000,000	
(5) 前 払 金		133	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			53,864,850

3 繰延勘定

繰延勘定合計			0
資 産 合 計			<u><u>77,482,069</u></u>

負 債 の 部

4	固定負債			
(1)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(2)	引 当 金			
ア	退職給付引当金	160,999		
イ	修繕引当金	0	160,999	
(3)	リース債務		0	
	固定負債合計			160,999
5	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(3)	引 当 金			
ア	修繕引当金	0		
イ	賞与引当金	33,160	33,160	
(4)	リース債務		0	
(5)	未 払 金			
ア	営業未払金	3,144,261		
イ	営業外未払金	2,803		
ウ	その他未払金	269,184	3,416,248	
(6)	未 払 費 用		0	
(7)	前 受 金		40,221	
(8)	預 り 金		18,041	
(9)	その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,507,770
6	繰延収益			
(1)	長期前受金		703,568	
(2)	収益化累計額		△ 306,394	
	繰延収益合計			397,174
	負 債 合 計			<u>4,065,943</u>

資 本 の 部

7	資 本 金			
(1)	自己資本金			
ア	固有資本金	17,339,453		
イ	繰入資本金	0		
ウ	組入資本金	10,769,400	28,108,853	
	資本金合計			28,108,853
8	剰 余 金			
(1)	資本剰余金			
ア	受贈財産評価額	0		
イ	その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
(2)	利益剰余金			
ア	減債積立金	0		
イ	利益積立金	7,066,872		
ウ	建設改良積立金	27,523,904		
エ	当年度未処分利益剰余金	10,695,575		
	利益剰余金合計		45,286,351	
	剰 余 金 合 計			45,307,273
	資 本 合 計			<u>73,416,126</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>77,482,069</u>

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科 目 (単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	7,195,575
減価償却費	1,045,599
除却費	504
貸倒引当金増減額 (△は減少)	0
賞与引当金増減額 (△は減少)	1,640
退職給付引当金増減額 (△は減少)	△ 165,734
修繕引当金増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 34,976
受取利息及び配当金	△ 69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益 (△は益)	0
固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額 (△は増加)	1,050
未払金の増減額 (△は減少)	261,958
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	8,236,616
受取利息及び配当金	69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	8,305,616
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 3,688,000
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 8,000
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 3,696,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	4,609,616
資金の期首残高	42,229,750
資金の期末残高	46,839,366

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算債務負担行為に関する調書

(追加)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	内部留保 資 金
新外向発売所運営 等事業	1,000,000	—	—	令和7年度 ～ 令和10年度	1,000,000	—	1,000,000

議案第 90 号

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 17 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(介護休暇) 第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 16 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (介護時間) 第 16 条の 2 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)	(介護休暇) 第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (介護時間) 第 16 条の 2 略	(介護休暇) 第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (介護時間) 第 16 条の 2 略

改正後	改正前
第16条の3 任命権者は、<u>丸亀市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第34号)第14条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)</u>に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)</u>その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)</u>に係る<u>申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>丸亀市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)</u>に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)</u>その他の事項を知らせるための措置 (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない</u>	

改正後	改正前
<u>ない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第16条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第16条の5</u> 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第16条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第16条の4</u> 略
(丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正) <u>第2条</u> 丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(介護時間) <u>第16条</u> 略 (妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等) <u>第16条の2</u> 勤務時間条例第16条の3の規定は、<u>会計年度任用職員について準用する。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) <u>第16条の3</u> 勤務時間条例第16条の4の規定は、<u>会計年度任用職員について準用する。</u> (勤務環境の整備に関する措置)	(介護時間) <u>第16条</u> 略

改正後	改正前
第16条の4 勤務時間条例第16条の5の規定は、会計年度任用職員について準用する。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定の例により、新条例に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、新条例の規定により講じられたものとみなす。

議案第 91 号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項(育児休業法第 19 条第 6 項において準用する場合を含む。)、第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 10 条の 2 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。) (第 1 号部分休業の承認) 第 11 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は、30 分を単位として行うものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 10 条の 2 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第 11 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

改正後	改正前
2 丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第33号)第15条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は同条例第16条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、3時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護のための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第11条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき	2 丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第33号)第15条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は同条例第16条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護のための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
<u>当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第11条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間</u> <u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準</u> <u>として条例で定める時間)</u> <u>第11条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める</u> <u>時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区</u> <u>分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間</u> <u>数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第11条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情</u> <u>は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した</u> <u>ことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができ</u> <u>なかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以</u> <u>下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学</u> <u>の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が</u> <u>認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第12条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1</u> <u>項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条</u> <u>例第15条の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与</u> <u>条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与</u> <u>を支給する。</u> <u>2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u> <u>の承認を受けて勤務しない場合には、丸亀市会計年度任用職員の給</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第12条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受け て勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらずその 勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間 当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年

改正後	改正前
与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第24条第2項に規定する勤務1時間の報酬額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	条例第6号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第24条第2項に規定する勤務1時間の報酬額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第13条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の丸亀市職員の育児休業等に関する条例第11条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「77時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 92 号

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正について

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種別及び基準に関する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第 15 条 略	(給与の減額) 第 15 条 略
2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部(2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業(当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 4 条関係)			別表第 1 (第 4 条関係)		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
7 教育委員会	略		7 教育委員会	略	
8 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第 2 (第 4 条関係)			別表第 2 (第 4 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例によることも医療費の助成に	略	1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例によることも医療費の助成に	略
	関する事務であって	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		関する事務であって	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

改正後		改正前	
準じた取扱いによつて実施されている外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの	準じた取扱いによつて実施されている外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの	法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例による住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例による住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
略		略	
7 市長	法別表111の項の下欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの	7 市長	法別表111の項の下欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの
7の2 市長	法別表117の項の下欄に掲げる地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	7の2 市長	法別表117の項の下欄に掲げる地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
8 市長	特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であつて規則で定めるもの	8 市長	特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であつて規則で定めるもの

改正後		改正前	
9 市長	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報(特定個人番号利用事務)を処理するために必要なものに限る。)	9 市長 特定個人番号利用事務
10 教育委員会	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報(特定個人番号利用事務)を処理するために必要なものに限る。)	10 教育委員会 特定個人番号利用事務
11 市長	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な住登外者宛名情報	
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な住登外者宛名情報	

改正後				改正前			
別表第3(第6条関係)				別表第3(第6条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	1 市長	通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
略				略			
3 教育委員会	丸亀市就学奨励費支給要綱による就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの	市長	略 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	3 教育委員会	丸亀市就学奨励費支給要綱による就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの	市長	略 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	特定個人情報番号利用事務	教育委員会	利用特定個人情報(特定個人情報番号利用事務を処理するために必要なものに限る。) 利用特定個人情報(特定個人情報番号利用事務を処理するために必要なものに限る。)に係る住登外者宛名情報	4 市長	特定個人情報番号利用事務	教育委員会	利用特定個人情報(特定個人情報番号利用事務を処理するために必要なものに限る。)
5 教育委員会	特定個人情報番号利用事務	市長	利用特定個人情報(特定個人情報番号利用事務を処理する	5 教育委員会	特定個人情報番号利用事務	市長	利用特定個人情報(特定個人情報番号利用事務を処理する

改正後			改正前		
					ために必要なものに限る。)
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の事務の管理に関する事務	教育委員会			
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の事務の管理に関する事務	市長			
8 市長	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務	教育委員会			
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務	市長			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 94 号

丸亀市児童館条例の一部改正について
丸亀市児童館条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市児童館条例の一部を改正する条例
丸亀市児童館条例(平成 17 年条例第 117 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(休館日) 第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	(休館日) 第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	(休館日) 第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(1) 略	(1) 丸亀市児童館	(1) 丸亀市児童館
(2) 丸亀市東小川児童センター	ア 略	ア 月曜日
イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、管理者が指定する日	イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)。ただし、その日が月曜日に当たるときは、当該週の水曜日又は管理者が指定する日	イ 国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)。ただし、その日が月曜日に当たるときは、当該週の水曜日又は管理者が指定する日
ウ 略	ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日	ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
(1) 略	(2) 略	(2) 略
(2) 丸亀市東小川児童センター	(3) 丸亀市東小川児童センター	(3) 丸亀市東小川児童センター
ア 略	ア 略	ア 略
イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、管理者が指定する日	イ 国民の祝日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、管理者が指定する日	イ 国民の祝日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、管理者が指定する日
ウ 略	ウ 略	ウ 略

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
丸亀市金山児童館	略	丸亀市児童館	丸亀市大手町二丁目1番20号
略		丸亀市金山児童館	略
		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前
目次		目次
第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条の 2)		第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条の 2)
第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条―第 41 条)		第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条―第 41 条)
第 3 章 駐車場の管理(第 42 条―第 52 条)		第 3 章 駐車場の管理(第 42 条―第 52 条)
第 4 章 補則(第 53 条―第 59 条)		第 4 章 補則(第 53 条―第 56 条)
附則		附則
第 4 章 補則		第 4 章 補則
(指定管理者)		
第 55 条 市長は、市長が指定する市営住宅及び共同施設(以下「指定市営住宅等」という。)の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に指定市営住宅等の管理を行わせることができる。		
(指定管理者が行う業務の範囲)		
第 56 条 前条の規定により指定管理者に指定市営住宅等の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、指定市営住宅等の維持管理その他の規則で定める業務とする。		
(指定管理者が行う管理の基準)		
第 57 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に指定市営住宅等の管理を行わなければならない		

改正後	改正前
ない。 (委任) 第58条 略 (罰則) 第59条 略	(委任) 第55条 略 (罰則) 第56条 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市市営住宅設置及び管理条例に規定する指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 96 号

丸亀市立認定こども園条例等の一部改正について
丸亀市立認定こども園条例等の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市立認定こども園条例等の一部を改正する条例
(丸亀市立認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市立認定こども園条例(平成 27 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
略	名称	位置	略	名称	位置
	丸亀市立城乾こども園	丸亀市南条町 34 番地 46		丸亀市立城乾こども園	丸亀市南条町 34 番地 46
丸亀市立城東こども園	丸亀市土器町西四丁目 780 番地				

(丸亀市立学校条例の一部改正)

第 2 条 丸亀市立学校条例(平成 17 年条例第 84 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
略	学校の種類	名称	位置	略	位置
	幼稚園	丸亀市立城坤幼稚園	丸亀市今津町 278 番地		丸亀市今津町 278 番地
		丸亀市立城辰幼稚園	丸亀市土器町西四丁目 668 番地		丸亀市土器町西四丁目 668 番地
		略	略		丸亀市川西町南 161 番地

(丸亀市保育所条例の一部改正)

第3条 丸亀市保育所条例(平成17年条例第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
略			略		
丸亀市立城南保育所	丸亀市山北町261番地		丸亀市立城南保育所	丸亀市山北町261番地	
丸亀市立広島保育所	丸亀市広島町青木547番地		丸亀市立青ノ山保育所	丸亀市土器町東四丁目303番地	
略			丸亀市立広島保育所	丸亀市広島町青木547番地	
丸亀市立岡田保育所	丸亀市綾歌町岡田下87番地1		略		
丸亀市立富熊保育所	丸亀市綾歌町富熊1226番地		丸亀市立岡田保育所	丸亀市綾歌町岡田下87番地1	
略			丸亀市立栗熊保育所	丸亀市綾歌町栗熊東271番地	
			丸亀市立富熊保育所	丸亀市綾歌町富熊1226番地	
			略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 97 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事）

丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしました。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
- 2 契約金額 金 1,578,500,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 143,500,000 円
- 3 変更契約金額 金 1,809,520,900 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 164,501,900 円
- 4 契約金額の増減額 金 231,020,900 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,001,900 円
- 5 契約の相手方 丸亀市田村町 1238 番地
ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町 1238 番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 西森 浩史
構成員 丸亀市川西町北 2318 番地 1
公栄建設株式会社
代表取締役 堤 一仁

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 令和 5 年 12 月 19 日から
完成 令和 7 年 10 月 31 日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥231,020,900-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥21,001,900-

変更後の各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額 令和 5 年度 金 143,000,000 円

令和 6 年度 金 900,000,000 円

令和 7 年度 金 766,520,900 円

(2) 出来高予定額 令和 5 年度 金 159,500,000 円

令和 6 年度 金 1,000,340,000 円

令和 7 年度 金 649,680,900 円

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金 ¥23,102,090- 増額
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無

☒ 該当する

分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日
- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
令和 5 年 12 月 19 日付で締結した契約を変更する令和 7 年 5 月 16 日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 12 月 19 日付で締結した契約書及び令和 7 年 5 月 16 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 7 年 8 月 6 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市田村町 1238 番地

ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体

代表者 丸亀市田村町 1238 番地

株式会社ヒカリ

代表取締役 西森 浩史

印

構 成 員 丸亀市川西町北 2318 番地 1

公栄建設株式会社

代表取締役 堤 一仁

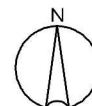
印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

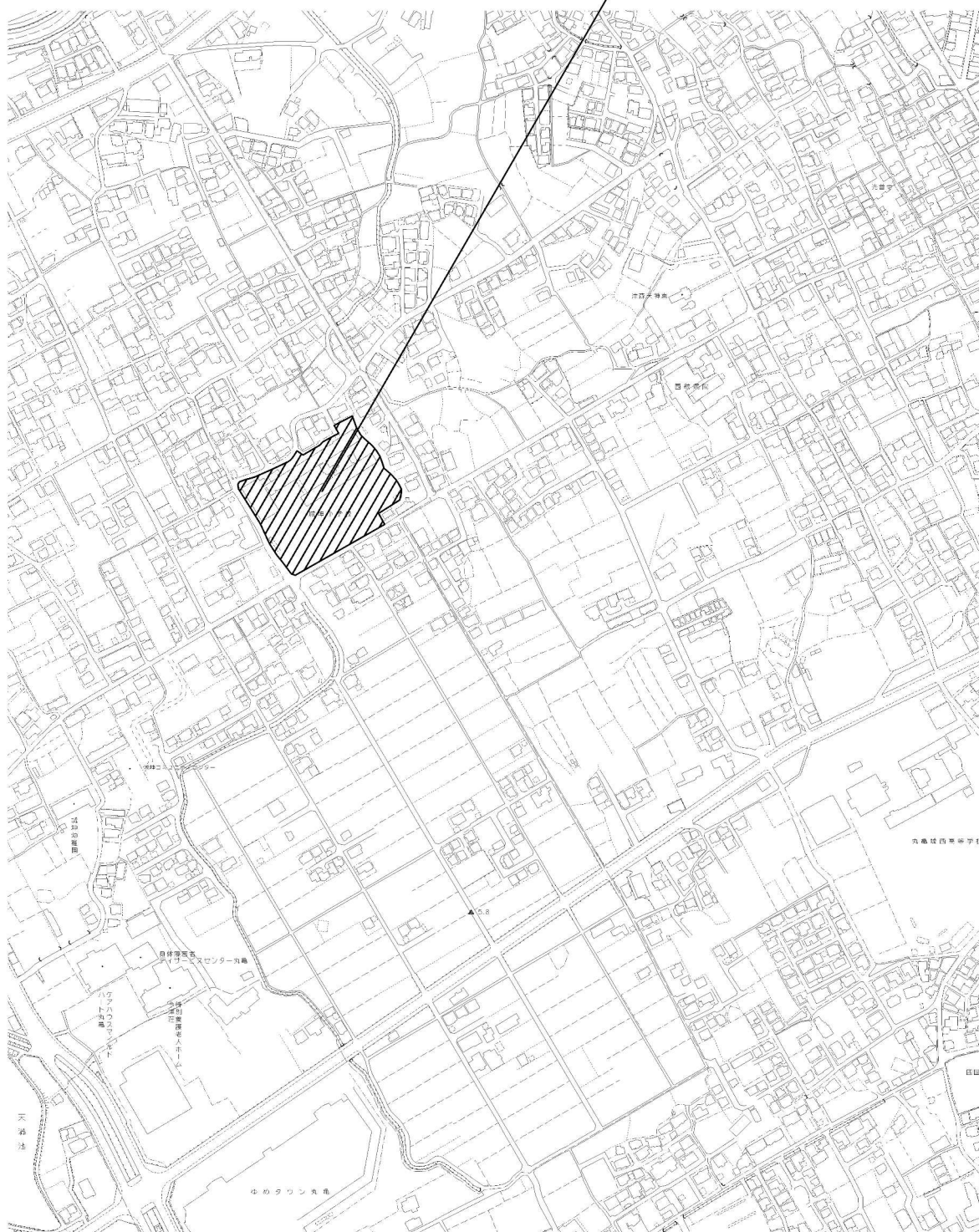
工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	変更 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
工 事 概 要	【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m² 【改修内容】 解体工事、躯体劣化改修工事、防水工事、金属製建具工事 ガラス工事、外装工事、内装工事、仕上げユニット工事 外構工事、他 上記に係る建築工事一式 変更内容 外壁劣化補修 増工 内部躯体劣化補修 追加 アスベスト除去範囲 増工

付近見取図

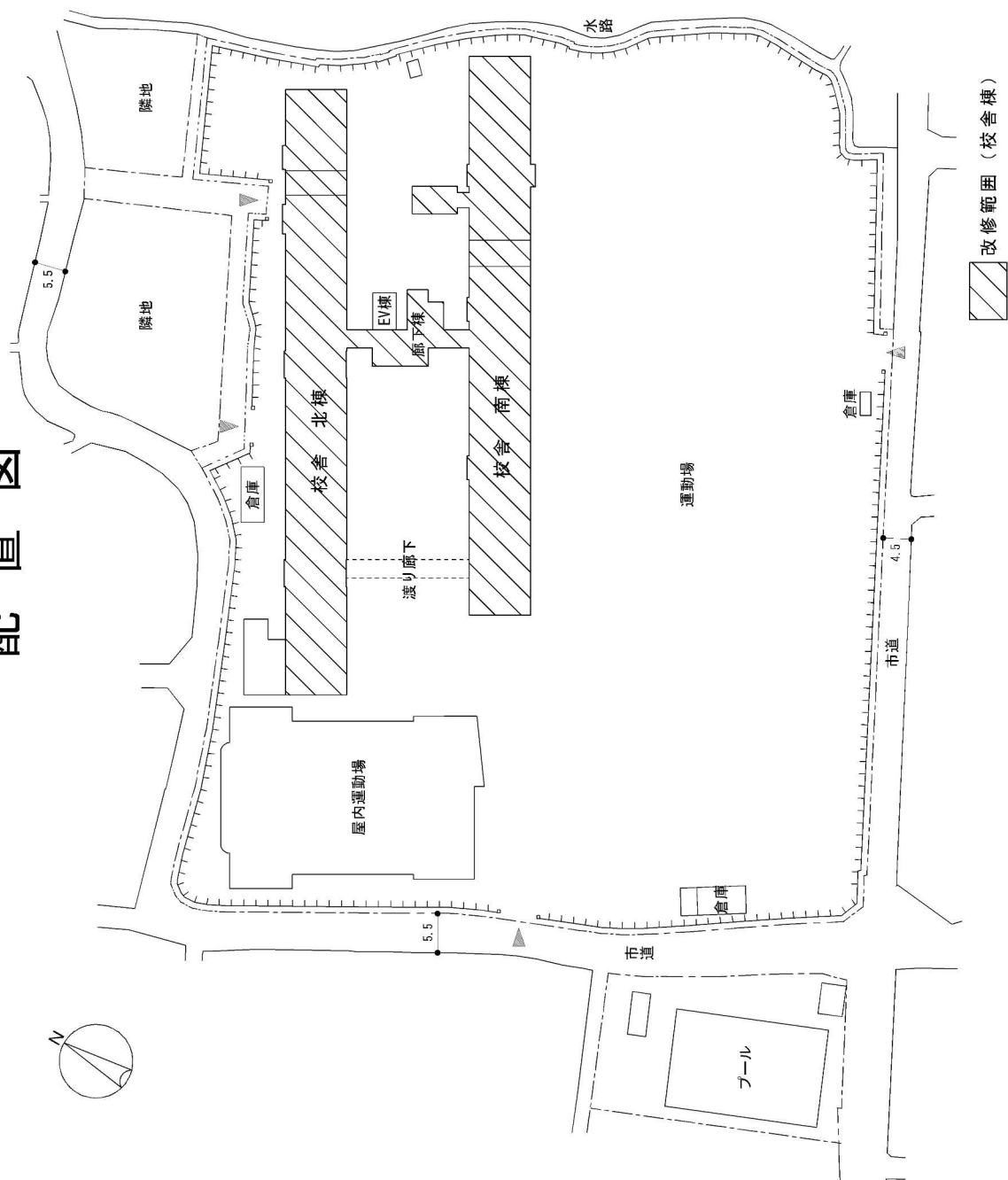


工事施工場所



丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事 (変 更)

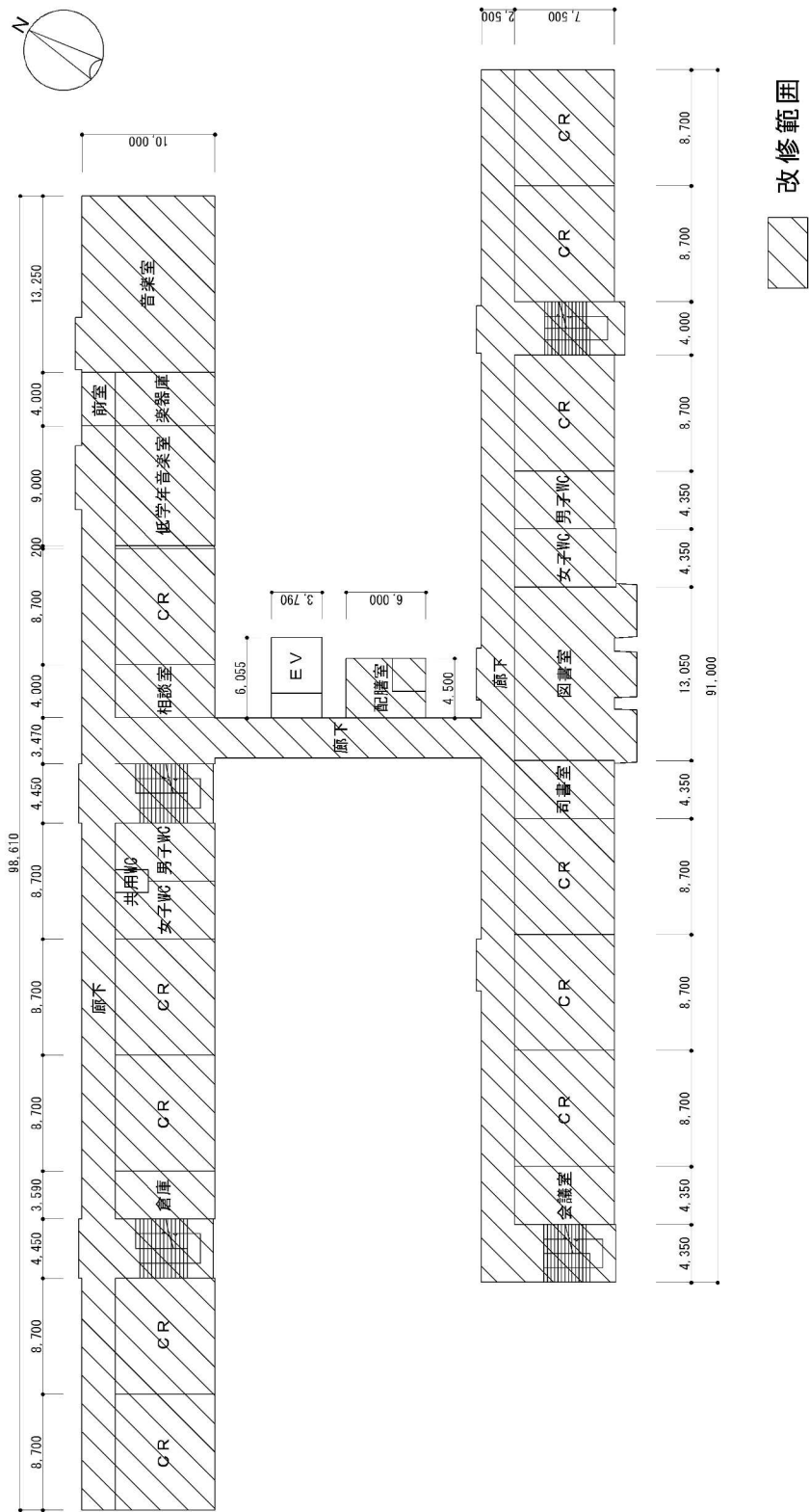
配 置 図



丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事 (変 更)

2階平面図

単位：ミリメートル



議案第 98 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う
機械設備工事）

丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負変更契約
を締結いたしたい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
- 2 契約金額 金 381, 370, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 34, 670, 000 円
- 3 変更契約金額 金 401, 178, 800 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 36, 470, 800 円
- 4 契約金額の増減額 金 19, 808, 800 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1, 800, 800 円
- 5 契約の相手方 丸亀市川西町北 861 番地
株式会社四建プラント
代表取締役 土屋 裕美

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 令和5年12月19日から
完成 令和7年10月31日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥19,808,800-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,800,800-
変更後の各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の
出来高予定額
(1) 支払限度額 令和5年度 金0円
令和6年度 金209,000,000円
令和7年度 金192,178,800円
(2) 出来高予定額 令和5年度 金0円
令和6年度 金232,980,000円
令和7年度 金168,198,800円
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)第34条のただし書きにより増額なし
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象
建設工事の該当の有無
☒ 該当する
分別解体等の方法等 ☐ 変更あり(別紙のとおり) ☒ 変更なし
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和5年12月19日付で締結した契約を変更する令和7年5月16日付の変更契約について、
当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を
作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を令和5年12月19日付で締結した契約書及び令和
7年5月16日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和7年8月6日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市川西町北861番地
株式会社四建プラント
代表取締役 土屋 裕美

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」につ
いては、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材
に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記
載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	変更 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
工 事 概 要	【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m ² 【改修内容】 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備 ガス設備、消火設備、空調設備、換気設備、撤去工事 上記に係る機械設備工事一式 変更内容 受水槽一次側給水配管改修工事 量水器移設工事

議案第 99 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う
電気設備工事）

丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約
を締結いたしたい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
- 2 契約金額 金 246, 400, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 22, 400, 000 円
- 3 変更契約金額 金 253, 405, 900 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 23, 036, 900 円
- 4 契約金額の増減額 金 7, 005, 900 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 636, 900 円
- 5 契約の相手方 丸亀市土器町北一丁目 44 番地
中央電業株式会社
代表取締役 和泉 清憲

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 令和5年12月19日から
完成 令和7年10月31日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥7,005,900-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥636,900-
変更後の各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の
出来高予定額
(1) 支払限度額 令和5年度 金0円
令和6年度 金135,000,000円
令和7年度 金118,405,900円
(2) 出来高予定額 令和5年度 金0円
令和6年度 金150,370,000円
令和7年度 金103,035,900円
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)第34条のただし書きにより増額なし
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象
建設工事の該当の有無
☒ 該当する
分別解体等の方法等 ☐ 変更あり(別紙のとおり) ☒ 変更なし
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和5年12月19日付で締結した契約を変更する令和7年5月16日付の変更契約について、
当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を
作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を令和5年12月19日付で締結した契約書及び令和
7年5月16日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和7年8月6日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市土器町北一丁目44番地
中央電業株式会社
代表取締役 和泉 清憲

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」につ
いては、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材
に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記
載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	変更 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
工 事 概 要	【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m² 【改修内容】 受電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、コンセント設備 構内交換設備、構内情報通信網設備、誘導支援設備 テレビ共同受信設備、情報表示設備、非常放送設備 I T V設備、防犯設備、自動火災報知設備 太陽光発電設備、構内通信線路設備、撤去工事 上記に係る電気設備工事一式 変更内容 分電盤・端子盤一体型へ変更 情報表示設備仕様変更及び附属機器追加

議案第 100 号

物品の購入について（高規格救急自動車 1 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 高規格救急自動車(消防本部)
- 2 数 量 1 台
- 3 購入金額 金 21,417,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,947,000 円
- 4 購 入 先 香川県高松市番町二丁目 5-1
香川トヨタ自動車株式会社
代表取締役 灘波 順一
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 高規格救急自動車（消防本部） 1 台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥ 2 1 , 4 1 7 , 0 0 0 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 1 , 9 4 7 , 0 0 0 -
- 3 納 入 期 限 令和8年2月9日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 2 , 1 4 1 , 7 0 0 -
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者 香川トヨタ自動車株式会社（代表取締役 灘波 順一）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。
- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく

直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納

付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。))、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。))が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。))であると認められるとき。

- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足る履行の見込みがないことが明らかであるとき。
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 契約の一部が履行不能であるとき。
 - (2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月18日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市番町二丁目5-1
香川トヨタ自動車株式会社
代表取締役 灘波 順一 印

提 案 理 由

認定第 1 号

令和 6 年度丸亀市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を得たいのであります。

議案第 83 号

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度丸亀市下水道事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度丸亀市下水道事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第 84 号

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第 85 号から議案第 88 号まで

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 7 億 606 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 792 億 952 万 9,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、定額減税補足給付金の不足額給付分について、給付対象者の確定に伴い郵送料等の不足が見込まれますことから通信運搬費等 250 万円を追加計上いたします。また、戸籍のフリガナ記載に要する戸籍情報システムの改修費 81 万 4,000 円のほか、在留外国人に交付される在留カードとマイナンバーカードの一体化に向けた事務処理端末機の更新のため 127 万 5,000 円を措置いたします。

民生費関係では、福祉避難所における受入体制の充実を図るため、資機材整備等に対する補助金 840 万円を計上するほか、特別養護老人ホームにおける利用者等の安全・安心を確保するため、誘導灯などの防災改修に対する補助金 1,103 万 5,000 円を措置いたします。また、こども家庭センター事業費では、こども家庭相談システムを国の標準化に対応させるための改修費 422 万 4,000 円を計上するほか、母子生活支援施設への措置費 579 万円を追加計上いたします。

私立保育園等への支援として、有資格者の配置により療育支援体制の充実を図るための加算補助金 1,200 万円を措置するとともに、新栗熊保育所の開園に伴い、おむつの自園処理や性被

害防止対策、業務効率化に対する補助金をあわせて 135 万円計上いたします。

また、保育士修学資金等貸付金について、申込件数が当初の見込みに達したことから 388 万円を追加計上するほか、飯山こども園において 0 歳児から 2 歳児の受け入れに向けた調理室の増築やトイレの改修等を行うため、設計業務委託料 577 万円を措置いたします。

農林水産業費関係では、香川県における補助事業の追加採択等により、単独県費補助土地改良事業補助金 590 万円を追加計上するほか、県営事業で整備を予定しているため池の放流設備について、排水対策として低水位管理を行うための設計委託料 200 万円を措置いたします。また、老朽化により危険な状態にある漁船保全施設の上屋部分を撤去するため工事費等 1,400 万円を計上いたします。

土木費関係では、市営住宅への指定管理者制度の導入に向けて、指定管理者選定委員の報酬や住宅管理システム改修のための経費として 295 万 1,000 円を計上いたします。

教育費関係では、新市民会館建設事業費において、物価高騰による資材費等の上昇や仮設工事等の増加、工期延伸に伴う経費の増加等により不足する工事費 2 億 6,829 万 3,000 円を追加措置するほか、丸亀市総合運動公園テニスコートについて、経年劣化により人工芝のはがれが目立つことから、利用者の安全性を確保するため改修費 2,640 万円を計上いたします。

その他、令和 6 年度決算における剰余金のうち、地方財政法の規定に基づき 3 億 2,100 万円を財政調整基金に積み立てるほか、令和 6 年度の寄附金のうち、昨年度積み残しとなった 848 万 6,000 円を史跡等整備基金へ積み立てます。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国・県支出金、基金繰入金、市債、前年度繰越金等を計上いたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、市営住宅整備事業費ほか 2 事業について、事業スケジュールの調整や設計内容の精査等に期間を要し、年度内にその支出が終わらない見込みとなりましたことから次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、飯山こども園調理室増設他整備事業など 3 事業について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、単独県費補助土地改良事業補助金、飯山こども園調理室増設他整備事業費、新市民会館建設事業費に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 86 万円を追加し、予算の総額を 121 億 8,086 万円とするものであります。

その内容といたしましては、子ども・子育て支援金を保険税として徴収するために必要となる収納システムの改修業務委託料 86 万円を計上するとともに、財源として国支出金を措置するものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 434 万円を追加し、予算の総額を 19 億 6,934 万円とするものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険特別会計と同様に、子ども・子育て支援金の収納に係るシステム改修業務委託料 434 万円を計上するとともに、財源として国支出金を措置するものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 2,222 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 99 億 1,022 万 5,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、国・県等に対する介護給付費負担金等の返還金として 2,905 万 7,000 円を措置するほか、令和 6 年度決算剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、1 億 9,316 万 8,000 円を計上いたします。

また、これらの財源として、過年度精算分の交付金や前年度繰越金を措置するものであります。

議案第 89 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、令和 8 年度に GⅡ 競走である第 11 回レディースオールスターの開催が決定しましたので、その競走に係る費用として、収益的支出であります営業費用を 1,600 万円増額するものであります。

その内容といたしまして、競走実施費についてレディースオールスターファン投票実施負担金 1,100 万円を計上するほか、広告宣伝費では開催告知等業務委託料 500 万円を措置いたします。

債務負担行為の補正につきましては、令和 7 年度から令和 10 年度にかけて新外向発売所運営等事業として 10 億円を計上いたします。

議案第 90 号

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び丸亀市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児・介護休業法が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等が整備されたことに伴い、改正を行うものであります。

議案第 91 号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と生活の両立支援の拡充を目的とした部分休業の取得形態の多様化を図る見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 92 号

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と生活の両立支援の拡充を目的とした部分休業の取得形態の多様化を図る見直しが行われることに伴い、モーターボート競走事業職員に関しても同様の対応を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 93 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市の基幹業務システムを標準準拠版へ移行する中で、住登外者宛名番号管理機能を実装予定であることから、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携機能として位置付けるため、所要の改正を行うものです。

議案第 94 号

丸亀市児童館条例の一部改正につきましては、生涯学習センターの施設解体に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 95 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正につきましては、市営住宅に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 96 号

丸亀市立認定こども園条例等の一部改正につきましては、丸亀市子ども・子育て会議の意見を踏まえて策定した「丸亀市こども未来計画」に基づき、令和 8 年度から城東幼稚園及び青山保育所を再編し、名称を城東こども園とする幼保連携型認定こども園に移行すること、並びに栗熊保育所の運営を社会福祉法人笑愛会に移管することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 97 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事をする中で、南校舎の塗膜内の石綿除去と躯体の劣化補修箇所の増加などにより、契約金額を増額する必要が生じたため、8 月 6 日にヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 98 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事をする中で、屋外給水設備の老朽化に伴う更新や管路の変更などが必要となり、契約金額を増額する必要が生じたため、8 月 6 日に株式会社四建プラントと工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 99 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事をする中で、分電盤の形状変更や情報表示設備の仕様変更などにより、契約金額を増額する必要が生じたため、8 月 6 日に中央電業株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 100 号

物品の購入につきましては、高規格救急自動車 1 台の購入について、去る 7 月 11 日に指名競争入札を行いましたところ、香川トヨタ自動車株式会社に落札決定し、物品売買仮契約を 7 月 18 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。